

四 指定施設支援の内容並びに施設給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 五 施設の利用に当たつての留意事項
 六 緊急時等における対応方法
 七 非常災害対策
 八 虐待の防止のための措置に関する事項
 九 その他の施設の運営に関する重要事項

2 指定肢体不自由児施設（通所による指定施設支援を提供する場合に限る。）及び指定肢体不自由児通園施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 通常の事業の実施区域
- 二 前項各号に掲げる事項

（協力医療機関）

第七十八條 指定肢体不自由児療護施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定肢体不自由児施設（指定肢体不自由児通園施設を除く。）、指定肢体不自由児療護施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（会計の区分）

第七十九條 指定肢体不自由児療護施設は、当該指定肢体不自由児療護施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（準用）

第八十條 第九條から第十九條まで、第二十二條から第三十四條まで、第三十六條から第三十九條まで、第四十一條から第四十五條まで、第四十六條第一項、第四十七條から第五十條まで及び第五十二條の規定は、指定肢体不自由児施設（指定肢体不自由児通園施設及び指定肢体不自由児療護施設を除く。次項において同じ。）通所による指定施設支援を提供する場合を除く。）について準用する。この場合において、第九條第一項中、「第三十五條」とあるのは、「第七十七條第一項」と、第十九條第二項中、「次条第一項から第三項まで」とあるのは、「第七十五條第一項から第三項まで」と、第二十二條第二項中、「第二十二條第二項」とあるのは、「第七十五條第二項」と、第二十三條第一項中、「次条第一項」とあるのは、「第八十條第一項」と、第四十一條中、「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは、「第八十條第二項の協力歯科医療機関」と、第五十二條第二項第一号中、「第十八條第一項」とあるのは、「第八十條第一項において準用する第十八條第一項」と、同項第二号中、「第二十四條第一項」とあるのは、「第八十條第一項において準用する第二十四條第一項」と、同項第三号中、「第三十二條」とあるのは、「第八十條第一項において準用する第三十二條」と、同項第四号中、「第四十八條第二項」とあるのは、「第八十條第一項において準用する第四十八條第二項」と、同項第五号中、「第五十條第二項」とあるのは、「第八十條第一項において準用する第五十條第二項」と読み替へるものとする。

2 第九條から第十一條まで、第十三條から第十九條まで、第二十二條から第三十四條まで、第三十六條から第三十九條まで、第四十一條から第四十五條まで、第四十六條第一項、第四十七條から第五十條まで、第五十二條及び第五十五條の規定は、指定肢体不自由児施設（通所による指定施設支援を提供する場合に限る。）について準用する。この場合において、第九條第一項中、「第三十五條」とあるのは、「第七十七條第二項」と、第十九條第二項中、「次条第一項から第三項まで」とあるのは、「第七十五條第一項から第三項まで」と、第二十二條第二項中、「次条第一項」とあるのは、「第八十條第二項」と、第二十三條第一項中、「次条第一項」とあるのは、「第八十條第二項において準用する次条第一項」と、第四十一條中、「前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関」とあるのは、第

第七十八條第二項の協力歯科医療機関」と、第五十二條第二項第一号中、「第十八條第一項」とあるのは、「第八十條第二項において準用する第十八條第一項」と、同項第二号中、「第二十四條第一項」とあるのは、「第八十條第二項において準用する第二十四條第一項」と、同項第三号中、「第三十二條」とあるのは、「第八十條第二項において準用する第三十二條」と、同項第四号中、「第四十八條第一項」とあるのは、「第八十條第二項において準用する第四十八條第一項」と、同項第五号中、「第五十條第二項」とあるのは、「第八十條第二項において準用する第五十條第二項」と読み替へるものとする。

3 第九條から第十一條まで、第十三條から第十九條まで、第二十二條から第三十條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條から第三十九條まで、第四十一條から第四十五條まで、第四十六條第一項、第四十七條から第五十條まで、第五十二條及び第五十五條の規定は、指定肢体不自由児通園施設について準用する。この場合において、第九條第一項中、「第三十五條」とあるのは、「第七十七條第二項」と、第十九條第二項中、「次条第一項から第三項まで」とあるのは、「第七十五條第一項から第三項まで」と、第二十二條第二項中、「第二十二條第二項」とあるのは、「第七十五條第一項」と、第二十三條第一項中、「次条第一項」とあるのは、「第八十條第三項において準用する次条第一項」と、第四十一條中、「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関その他の」とあるのは、「その他の」と、第五十二條第二項第一号中、「第十八條第一項」とあるのは、「第八十條第三項において準用する第十八條第一項」と、同項第二号中、「第二十四條第一項」とあるのは、「第八十條第三項において準用する第二十四條第一項」と、同項第三号中、「第三十二條」とあるのは、「第八十條第三項において準用する第三十二條」と、同項第四号中、「第四十八條第二項」とあるのは、「第八十條第三項において準用する第四十八條第二項」と、同項第五号中、「第五十條第二項」とあるのは、「第八十條第三項において準用する第五十條第二項」と読み替へるものとする。

4 第九條から第十九條まで、第二十二條から第三十四條まで、第三十六條から第三十九條まで、第四十一條から第五十條まで及び第五十二條の規定は、指定肢体不自由児療護施設について準用する。この場合において、第九條第一項中、「第三十五條」とあるのは、「第七十七條第一項」と、第十九條第二項中、「次条第一項から第三項まで」とあるのは、「第七十五條第一項から第三項まで」と、第二十二條第二項中、「第二十二條第二項」とあるのは、「第七十五條第二項」と、第二十三條第一項中、「次条第一項」とあるのは、「第八十條第四項において準用する次条第一項」と、第四十一條中、「前条第一項」とあるのは、「第七十八條第一項」と、第五十二條第二項第一号中、「第十八條第一項」とあるのは、「第八十條第四項において準用する第十八條第一項」と、同項第二号中、「第二十四條第一項」とあるのは、「第八十條第四項において準用する第二十四條第一項」と、同項第三号中、「第三十二條」とあるのは、「第八十條第四項において準用する第三十二條」と、同項第四号中、「第四十八條第一項」とあるのは、「第八十條第四項において準用する第四十八條第一項」と、同項第五号中、「第五十條第二項」とあるのは、「第八十條第四項において準用する第五十條第二項」と読み替へるものとする。

第六章 指定重症心身障害児施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準

（指定重症心身障害児施設の従業者の員数）

第八十一條 指定重症心身障害児施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数
- 二 児童指導員 一以上
- 三 保育士 一以上
- 四 心理指導を担当する職員 一以上
- 五 理学療法士又は作業療法士 一以上

2 前項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定重症心身障害児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。